

自然公園法における地熱発電所建設に係る許可基準

建築物*の新築、改築又は増築（自然公園法施行規則第 11 条第 6 項）

特別保護地区、第 1 種特別地域、海城公園地区、第 2 種特別地域若しくは第 3 種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等**1 で行われるものでないこと。

当該建築物が主要な展望地**2 から展望する場合の著しい妨げにならない**3 ものであること。

当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでない**3 こと。

当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でない**4 こと。

当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地**5 の勾配**6 が 30%を超えないものであること。

当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等**7 の路肩**8 から 20m以上、それ以外の道路の路肩から 5 m以上離れていること。

当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から 5 m以上離れていること。

当該建築物の建築面積が 2000 m²以下 であること。

当該建築物の高さが 13m（その高さが現に 13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。

当該建築物に係る敷地**9 の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積**10 の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第 2 号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合
第 2 種特別地域内における敷地面積が 500 m ² 未満	10%以下	20%以下
第 2 種特別地域内における敷地面積が 500 m ² 以上 1000 m ² 未満	15%以下	30%以下
第 2 種特別地域内における敷地面積が 1000 m ² 以上	<u>20%以下</u>	<u>40%以下</u>
第 3 種特別地域	<u>20%以下</u>	<u>60%以下</u>

ただし、以下に該当するものについては、この限りではない。

- 既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のため**11 の新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）
- 学術研究その他公益上必要**12 であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる**13 建築物の新築、改築若しくは増築

であつて、第 1 項第 5 号に掲げる基準（当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態**4 がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。）に適合するもの

自然公園法における地熱発電所建設に係る許可基準の細部解釈

※「建築物」

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む。

※1 「植生の復元が困難な地域等」

次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法第 109 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第 110 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第 1 種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。

- (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域
- (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
- (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域
- (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

その地域の自然的価値が、特別保護地区又は第 1 種特別地域と同じ程度に高い地域であって、その地域が狭小であり、又はその自然の実態からみて、線引きにより特別保護地区又は第 1 種特別地域に指定することが技術的に困難であるものについて、特に貴重な自然を有する特定地域の保護のため、特別な配慮を行うものとする趣旨である。

このような取扱いをしよう場合は、地域地種区分制度が設けられている趣旨にかんがみ、明確かつ合理的な場合に限られるべきであり、当該具体的地域における自然的価値の高さについて明確な認識が可能であることが必要である。具体的には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定に基づく史跡名勝天然記念物の指定又は仮指定がされている地域、学術調査の結果により当該地域の自然的価値が明らかにされている地域その他何らかの行政措置又は定着した地域的慣行が行われている地域が該当する。

※2 「主要な展望地」

利用者の展望の用に供するための園地、広場、休憩所、展望施設のほか、公園事業たる道路（駐車場も含む。）のうち利用者の展望の用にも供せられている区間も含まれる。

※3 「主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない」及び「山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでない」

展望及び眺望に係る支障の程度については、検討の対象地及びその周辺における保全の対象、眺望の対象並びに利用の状況を踏まえるとともに、視点場と視対象との関係を十分に把握した上で判断する必要がある。その際には、景観の視覚特性に関する代表的指標として一般的に景観アセスメントに用いられている垂直視角等に関する既存の知見を、展望や眺

望に係る支障を回避するための指針及び支障の程度を評価するための目安として採用することが望ましい。

また、第1項第4号においては視点場は明示されていないが、この場合「眺望の対象を眺望する際に利用される主要な展望地（ただし国立公園若しくは国定公園の区域の内外を問わない。）」が視点場に該当すると解すべきである。

「山稜線を分断する」とは、山稜が空を背景として描く輪郭線（スカイライン）の連続性が工作物の出現により切断されることを意味しており、一般的にこのような場合には特に風致景観上の支障が大きくなるとされていることから、本号における代表的な事例として掲げているものである。なお、山稜線を分断する場合であっても、山稜が眺望の方向に位置しない、又は工作物が十分遠方に位置し目立たない場合については、必ずしも眺望の対象に著しい支障を及ぼすものとはならない。

※4 「屋根及び壁面の色彩並びに形態」

屋根の形態については、陸屋根を避け、勾配屋根とする等固い印象を与えないものが望ましい。屋根及び壁面の色彩については、原色を避けることは勿論、公園利用者が必要以上の強い印象を与える色彩は用いないようにさせる必要がある。また、色彩数も必要最小限にとどめさせることが望ましい。

※5 「建築物の水平投影外周線で囲まれる土地」

建築物の地下部を含むものとする。

※6 「土地の勾配」

建築物の水平投影外周線で囲まれる土地のうち最急部分の地形勾配を算定するものとするが、建築物の形態が複雑である場合等にあっては次の手順により算定する。

- ① 申請書に添付された地形図その他の地形を記した図面において、土地の形状変更を行わずに建築物を設けたと仮定した場合の当該建築物に接する部分の標高の最高点と最低点を選定する。（該当する点が複数存する場合には、最高に該当する点と最低に該当する点とを相互に結ぶ直線が最短となる場合の両点とする。）
- ② 最低点と等しい標高の線上の最高点から建築物の設けられる方向に向かって最短距離にある点と、当該最高点とを直線で結ぶ。同様に、最高点と等しい標高の線上の、最低点から建築物の設けられる方向に向かって最短距離にある点と、当該最低点とを直線で結ぶ。
- ③ ②の直線のうち短い方の直線の勾配を算定する。

※7 「公園事業道路等」

公園事業として執行された道路（自転車道、歩道を含む。以下同じ。）及び同道路と同等の利用がなされ、管理計画等により当該公園の利用に資していると認められている公道に限るものとする。

ただし、長距離自然歩道の標識区間にあっては状況に応じて取り扱うものとする。

※8 「路肩」

路肩が明確でない場合には、道路として認識され得る部分の両端を適宜路肩として選定する。なお、「路肩」については、道路構造令（昭和45年政令320号）第2条第10号に規定する定義（道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行車道に接続して設けられる帯状の道路の部分）によるものとする。

※9 「敷地」

一つの建築物又は用途上不可分の関係にある2つ以上の建築物がある一区画の土地をいう。

なお、建築物の敷地界が所有界と一致している場合は問題はないが、貸別荘群や「離れ式」宿泊施設のように、一連の土地に同種の建築物を多数設けるような場合には、個々の建築物の敷地を区画させ図面等により明定させる必要がある。

※10 「総建築面積」（施行規則第4項及び6項のみ）

同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。）の和をいう。

※11 「災害により滅失した建築物の復旧のため」

災害復旧の場合であって、防災上の観点から、災害前に建築物が位置していた場所における新築が不合理である場合を除き、既存の建築物が位置していた場所における建替えの場合に限るものとする。

※12 「学術研究その他公益上必要と認められる」

イ 学術研究のため必要な行為とは、その行為の主たる目的が学術研究のためになされるものをいい、単に学術研究が付随的な目的となっている行為は学術研究のため必要な行為とは認めないので、この観点から申請行為に関し、その申請主体、申請の趣旨、内容効果等を十分審査する必要がある。

ロ 公益上必要な行為とは、その行為が直接的に公益に資するもの限定して考えるべきであり、たとえば、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるような行為及び自然環境の保全を目的とした行為等が考えられる。

また、公益上必要と認められるか否かは、当該行為を当該地で行うことの公益性と当該地を当該行為から保護することの公益性を比較衡量の上、審査する必要がある。

「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」（平成 27 年 10 月 2 日環境省
自然環境局長通知）（抜粋）

※地熱開発における建築物の高さ 13m を超えるものについては、環境への配慮の技術・
手法が十分に検討されること等により地熱開発と風致景観の調和が十分に図られる優
良事例として判断される場合であり、かつ風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす特
別な事由があると認められない場合には、自然公園法施行規則第 11 条第 6 項の許可基
準のうち「公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を
達成することができないと認められる」に該当するものとして取り扱うものとする。

※13 「申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる」

申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものとは、①当該行為の目的、内容からみて必然的にその行為地が限定されるもの、又は②当該行為の目的、内容からみてその行為地が一定の範囲の地域内に限定され、かつ当該範囲の地域外で行うことが、経済的観点その他の観点から見て著しく不合理であるものをいう。①の例としては、現に地すべりが起きている土地又はそのおそれが顕著な土地における地すべり防止工事に関連してなされる行為、②の例としては、ある一定の区域を避けて設置するとその設置の意味がなくなってしまう航路標識の新築が考えられる。